

教育のこと

福岡県内の特別支援学校

特別支援学校は、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校です。

●視覚障がい

学校名	設置学部	所在地	電話
福岡視覚特別支援学校	幼、小、中	筑紫野市牛島 114	092-924-1101
福岡高等視覚特別支援学校	高 高等部専攻科	筑紫野市牛島 151	092-925-3053

お問い合わせは各学校へ

●聴覚障がい

学校名	設置学部	所在地	電話
福岡聴覚特別支援学校	幼、小、中	福岡市早良区荒江 3丁目 2-1	092-821-1212
福岡高等聴覚特別支援学校	高 高等部専攻科	福岡市早良区荒江 3丁目 2-2	092-845-6931

お問い合わせは各学校へ

●肢体不自由

学校名	設置学部	所在地	電話
福岡特別支援学校	小、中、高	糟屋郡新宮町緑ヶ浜 4丁目 1-1	092-963-0031

お問い合わせは各学校へ

●知的障がい

学校名	設置学部	所在地	電話
古賀特別支援学校	小、中	古賀市千鳥 4丁目 3-1	092-943-8674
古賀特別支援学校	高	古賀市千鳥 3丁目 4-1	092-942-7175

お問い合わせは各学校へ

●病弱

学校名	設置学部	所在地	電話
古賀特別支援学校	小、中	古賀市千鳥 4丁目 3-1	092-943-8674

お問い合わせは各学校へ

古賀市内の特別支援学級

古賀市内のすべての小中学校に設置している学級です。個別の教育的ニーズ（心身の状態や発達段階、特性など）を把握し、少人数による適切な指導や支援が行われる学級です。すべての学校に知的障がいと自閉症・情緒障がいの学級が設置されており、対象の児童がいる学校に弱視・難聴・病弱・肢体不自由学級を設置しています。

通級指導教室

通級指導教室は、言語障がいや学習障がいなど、一部支援が必要な子どもを対象とし週1～2回指導を行います。古賀市内ではすべての小中学校で、通級による指導を受けることができます。

なお、就学にあたっては、古賀市に設置する『古賀市教育支援委員会』にて審議が必要となります。本人や保護者、そして専門家の意見を聞いた上で、障がいの状態、教育上必要な支援の内容、地域における教育体制の整備状況などを総合的に勘案して、就学先を判断し、その結果をもとに保護者が就学先を決定します（原則として前年の12月末までに決定）。

●お問い合わせ

古賀市教育委員会 学校教育課 指導係

（電話：092-942-1348 ファックス：092-944-5794）

特別支援学校及び特別支援学級への就学奨励

●特別支援教育就学奨励費

特別支援学校及び特別支援学級に在学している児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するために、必要な援助を行う制度です。

【申請・お問い合わせ先】

◆特別支援学校 …… 各学校

◆特別支援学級 …… 古賀市教育委員会 学校教育課(古賀市役所内)

(電話:092-942-1130 ファックス:092-944-5794)

肢体不自由高校奨学生制度

肢体不自由の高校生に対して、年額 35,000 円の奨学金を支給します。返済の義務はありません。

●対象者

身体障がい者手帳 1～5 級の肢体不自由児(者)で、高等学校 1～2 年在学生徒または、高等学校に合格見込みのある中学 3 年生

※対象外…高等学校 3 年生、通信教育・特別支援学校高等部、生計上奨学金を必要としない方

●募集期間

毎年 11 月 10 日～12 月 10 日

●お問い合わせ

財団法人 福岡県肢体不自由児協会

(電話:092-584-5723)